

令和7年6月13日に年金制度改正法成立

年金制度改正法①（概要）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るための措置です。

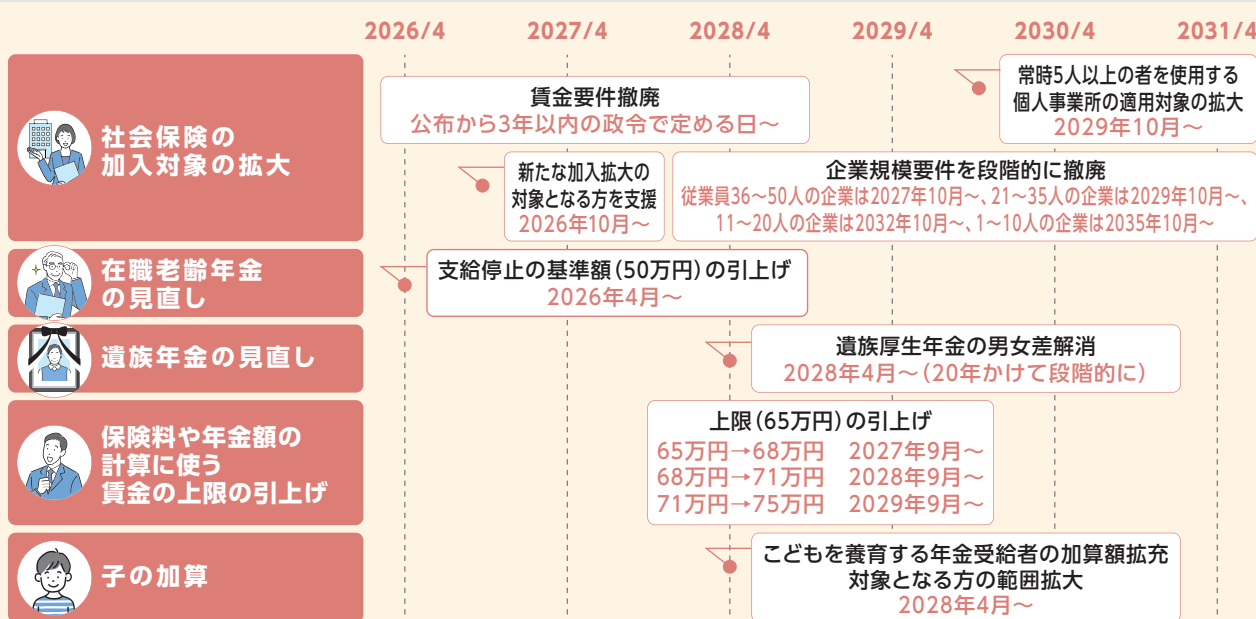
全6回で改正ポイントをお伝えします



主な改正内容

	社会保険の加入対象の拡大	中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにします。
	在職老齢年金の見直し	年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるようにします。
	遺族年金の見直し	遺族厚生年金の男女差を解消します。 子どもが遺族基礎年金を受け取りやすくします。
	保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ	一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくします。
	その他の見直し	子どもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行います。 iDeCoに加入できる年齢の上限引上げなど私的年金の見直しを行います。

改正時期



※常時5人以上の者を使用する個人事業所の適用対象の拡大は、既に存在する事業所は当分の間、対象外。
遺族基礎年金を受け取れる子どもの範囲拡大は、2028年4月施行。
iDeCoの加入可能年齢の引上げは、公布から3年以内の政令で定める日から。脱退一時金制度の見直しは、公布から4年以内の政令で定める日から。
マクロ経済スライド早期終了は、次回財政検証(2029年)の結果を踏まえて検討。

※各改正時期が異なりますのでご確認願います

出典：厚生労働省HP

記載の税務または社会保障制度のお取扱いは、2025年10月現在の社会保障制度に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、くわしくは所轄の年金事務所等にご確認ください。
「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

お問合せ先・担当者



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/